琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件　沖縄関係 軍用地問題（視察・報告・調査資料）(1)

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2019-02-07
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: -
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43648

2 [illegible] 校閲の補足　佐藤事務官

秘設庁との連絡会議メモ

(45.4.17 米北一)

4月16日 3:30 本省において標記会議が開催され、秘設庁側より ~~[illegible]~~ 報告 [illegible] 金[illegible]、[illegible]、(通信[illegible])

本省より [illegible] 以下 関係各課 ([illegible] 3, [illegible] 1, 4) ~~[illegible]~~ が出席した。

本会議では 全体準備の一環として、地位協定適用の準備のため 米側と Special Task group の会議を ~~5.6月に~~ 開催の構想を 本省側より明らかにし これに対する秘設庁側の

リアクションを聴取するとともに これに関連する日本交渉の問題点について 見通し及び 本省側よりの説明を中心に活し合いが行われた。

GA 3　外務省

2

会議要旨 下記の通り。

記

1. メンバーの構成について
(可能課長 ~~[illegible]~~ の ~~[illegible]~~ 小笠原復帰の際には合同委のメンバーで

SOFA 適用の問題を扱ったが今後はどういうメンバーで準備を進めるかが 新問題となる。

日本側は 機、防衛、秘設庁、大蔵省に 1つ 要望、総理府を含まない。

米側は 指定、制服 の 混成部隊となろう。
制服組には フランクリ 参謀長、ウォーフル 宮佐 (スナイダー 直前の職人) 及び 在沖 [illegible]

指定組には スマットジョージ 参事官 以下 ミコミッツ legal adviser 等となろう。

GA 3　外務省

（大河原参）　常任メンバーをきめてそれ以外に関係者が出るといった方法などもいい。

（施設庁）　施設庁からは施設次長、
主席連絡官の二人に必要に応じ当務部長その他が加わることとなろう。

2. Special Task group 会議の進め方

（千葉課長）
事務で相当詰めないと現地ではなかへやってゆけない。（この会議は外務省でやるのかもいいかも知れない）
具体的に最初は問題点の整理が必要で土地、労務、戦争、基地用地整備の問題など出てくる。

この整理の段階で必要なものは現地に下げてゆく。進んだ段階になると

沖縄に施設庁の印をつくることも必要になり得る。　重要なのは施設区域の画定であると思う。場合こういうことも頭に入れて組織メンバーのことも考えてゆきたい。
そして11月頃までに米側の了解を得る結論を出してゆきたい。

3. 復帰準備に関する対米交渉の進捗状況

（千葉課長）
復帰準備委の見通しとしては5月6日に第1回会合を開き、その後定期的に第1回開く。代表代理会議は週2回開く。
5月6日以前に沖縄に関する日米協議委員会を開き、そこで復帰準備のための原則及び指針を採択する。（内容の説明あり）

復帰準備委では一体化つまり格差是正の問題を扱い方針を決め沖縄・北京政府をして実施せしめる

従って5月,6月のうちに問題点を洗い出し
整理して米側の同意を取りつけうるものは

並行して進めて少くし，現地で処理できる
ものはどんどん処理してもらう。

以上の如く東京と現地と有機的な連絡
を取りつつ進めて少く。

対米返還交渉の進め方については
外務省では参事室の下で四課協力して

作業を行うこととなっているが，協定交渉
は半年は十分かかるから，→ 来年秋の通常

国会にはあげて 39年度（ひらく 4月,5,6月かけれか）
に協定を実施するというスケジュールに

なるのではないか。

米側がこの協定を上院に提出するか
どうか不明である。

4. 施政権返還前の労務問題

（千葉課長）より この問題については事務的折衝のみでは整理

で政治的な事を扱い必要性てくるだろう。
沖縄にも施設庁、日本の仕事が増えてくるので

で沖縄事務所に施設庁より2名長期出張
の形で出ることになろう。前述べた。

（施設庁側より）
（Special Task Group と総理府で
同僅中の地位協定部会の関連につ

き質問があり同部会はあまり意味
がないのではないかとの発言があり，
千葉北米一課長より 部会は部会として関係者が

の教育的効果があると思想旨のことを述べた。

（施設庁より）施政権返還前の問題として

(1) ① 返還前の施設の返還分につき原状

回復の問題、（8.90%が未解決）と

② 土地の境界の問題、（量的に大は非）

がある。

地主連合会からの提議書には次の

9項目をあげている。

① 軍用地の移行方法

② 賃借料の適正評価

③ 軍用地の解放に伴う復元補償

④ 基地公害の対策

⑤ 国家総動員法により強制接収された土地の元所有者への返還について。

⑥ 土地所有権喪失者の救済措置

⑦ 軍用地の接収に伴う損失補償

⑧ 基地交付金

⑨ 防衛施設庁の設置について

以上である。

施政権が返還されて地主（約4万人）が

契約更新に応じない場合、沖縄において

どういう措置をとるか、 短期措置として

特別措置法（土地収用）附則を使って

6カ月一時的に使用するということも考え

られる。

120の施設について ① 継続使用するか

② 自衛隊へ移管するか ③ 返還するか

以上の仕分けも必要になってくる。

また施設の境界について

自衛隊の整理をどうするかにもからみ問題となろう。

(2) 沖縄には防衛施設局でなく支所の設置が必要となるかも知れない。

46年には人員が相当必要で事務所の設置が必要と考えているが、われわれの増員要求に対しては大蔵省は沖縄事務所を使ったらいいとして冷い態度を示してきた。

沖縄返還の際に労務の問題は沖縄県へ委託することになろうが、琉球政府は労務について何も知れない。

わが方より
(参事官) その労務内容とどの程度の人員と作業が必要であるか調べておいてもらいたい。

沖縄出張の件は早くやった方がよく6・30日の休戦期間がいい。沖縄出張は混成部隊の方が効果的であると考える。よって防衛庁長官が単独で乗り込まれても予算がなく成果がなく、それよりも東京サイドの方針を固めて行った方がいい。旨述べた。

(中島移動課長)より施設庁に対し復元補償に関する米側のペーパーありやなし施設区域を平和的に切換えた様と問うたところ、

施設庁側より行政主席が米軍側前者については照会したものに対し返事が来ているのであとで送付する旨答えた。

中島課長より 返還の際の切換えについて~~長期の~~暫定的措置が長期に

わたれば本土並ということにならず
政治的にも問題であろう。と述べ

たのに対し稲葉条例も同意見で
あった。
（稲葉条の労務部長出席して発言）

（中略）　抜擢的な事業で長期の整理的推進
をすれば本土並ということにならず
政治的も問題であろう。

（後）　会いのため

（労務部長）　(1) 本土並の同時雇用実現の時期
給与の同時はまるべきである

46年の同じ労働管理の実務の
準備事の所を次けておく必要
あり。

現地採用　2000人必要
85村の計算までの準備事の所
を設置する必要がある。

遅くない時期に労働の問題も
稲葉のプランを米国と打合
国
わせて出し必要がある

極秘
無期限
~~部の内~~
~~号~~

手塚局長 20
3 条約課長
2 法規課長
安全保障課長
5 アメリカ局長
4 参事官
北米オー課長

沖縄返還に当っての施設・区域問題
(防衛施設庁との打合会)

45. 6. 16
米 北一

6月9日(火) 霞友会館において、本件に関する防衛施設庁との打合会を開催したところ、

その際の議事要旨下記のとおり。

(出席者) 防衛施設庁 奈良総務課長、渡辺企画課長、金井連絡調整官 及び各補佐官

当方 千葉北米オー課長、佐藤事務官、安地、米保、松田、荒谷事務官
中島条約課長、有馬事務官、[illegible]鈴木事務官

GA-5 1367 外務省

13

[illegible]

(参) [illegible]

[illegible]

([illegible]) [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

GA 6 外務省

記

1. 冒頭防衛施設庁側より、「沖縄における施政権復帰までに行なうべき主要業務と問題点」と題するペーパー（別紙）を提示し、これは復帰までの問題のうち施設関係に限定して主要なものを洗い出してみたものであると前置きし、補足説明として、次の二点を述べた。

(1) 各項目について特に優先順位というものはない。

(2) 施設・区域のうち国内的に受入れ可能が最も面倒と思われるのは演習場である。演習場~~には、大抵~~のほかに通信施設（特にアンテナ周辺の問題）、弾薬庫

黙認耕作地等があり、これをどうするか~~という~~複雑な問題である。

2. 次いで別紙各項目につき意見の交換を行なったが、その間施設庁側の質問及び之に対する当方（米比一長）の応答次のとおり。

[問] 現在沖縄にある147（又は141）の施設・区域については、実戸・カーチス合議を通じても米側の態度を聞いているが、見通しはどうであろうか。また インドシナ情勢との関連もあり、米側が近いうちにその態度をはっきりさせてくる可能性はどうであろうか。

[答] (1) 米国の海外基地の取得については、

予算面から云えば毎年8〜9月に来が出、翌年2〜3月にCINCPACが実施し、5月頃決るのが慣例で、返還についても略、同様の過程をとるようである。

(ロ) インドシナ情勢をもそることながら、米国のアジア・太平洋作戦構想は大きな問題であり、米側において未だ十分つまっていない模様である。

(ハ) もっとも、沖縄基地の一部の整理統合については、ランパート高等弁務官が政治的に判断して決定することもあり得ると思われる。

[問] 現在那覇と豊見城(トミグスク)の間にあるcheck pointをなくして、自由に通れるようにすると

いった問題は準備委員会で取り扱うこととなるか。

[答] 豊見城のゲートを準備委員会で扱うかどうかは未だ全然決っていない。

かかる問題は従来米側が統数との関で処理し、今後は漸次日本政府も話に入れることとなる。その場合、SFGの施設小委員会もそういうことを扱う一つの場である。SFGや準備委の仕事の範囲について、未だ詳細なところまで決めてなく、今後やって行くうちに次第に固まってくると思う。

なお施設庁ペーパー1.(2)の特別作業班についても、同様の考え方があて

はまると思うが、一応の成績としては、
そういう作業はSTGの施設小委員会に
つくのではないかと考える。

3. その際当方（米北一佐藤）より、別紙1、
(3)の「46年7月までに施設・区域について合意
（米側との間に）
に達する必要 云々」の点につき、現在考えて
いるタイミングとしては、46年春には遅延期
（ひら見かけての間に）
定の調印に漕ぎつけたいとの考えであり（ところ）
それまでには施設・区域について大筋の
~~[illegible]~~
（提供）
合意に達していなければならない（と考えられる）~~ではないか~~
~~と判断される~~ので、「46年7月」は遅いと思わ
（？）
れる旨持論したところ、施設庁側も上記のよう
なタイミングであれば妥当と思うと述べて
いた。

[redacted]

4. 最後に当方より、別紙ペーパーは、一読
したところ、前半主として可続的事項が
盛られ、後半4、及び5、以下は技術的
実質的な事項が主で、可成り難しい問
題を含んでいるが、いずれにしても有益な
ペーパーであり、今後鋭意検討させて
頂きたく、追って又機会を作りこの種
研究会を開きたいと述べ、当方もこれに
賛意を表明した。

※（追って、防衛施設庁長官企画課長より、第2回
の打合せ会を ~~[illegible]~~ 24～26日頃に
行ないたき旨申し入れあり、具体的な日時を
打合せて行なうこととしている。佐藤）

45-6-9. 大3

取扱注意

沖縄における施政権 復帰
までに行なうべき主要業務と問題点

1 基地の整理統合

米軍の使用の必要性、住民生活に与える影響等を考慮し、米軍施設の数、規模等について検討し、米側に提供すべき施設及び区域（水域を含む。以下同じ。）の範囲等を決定する必要がある。

(1) 施設区域の策定推移は、住民に与える影響が大きいので施設区域とすることの方針が定まるまで秘匿をする必要がある。

(2) 施設区域を整理統合し提供すべき施設区域について個々にその名称、使用条件、範囲等を定める必要があり、その作業を行なうため特別作業班を設置する必要があるのではないか。

① 準備委員会の下部機構とすべきか、
② 日米協議委員会の下部機構とすべきか、
③ 構成メンバーはどうするか。

(3) おそくとも、昭46年7月までに、日米間において施設区域について合意に達する必要があるのではないか。

(4) 合意に達しない施設について、いわゆる保留 [illegible]

施設を設けることはどうか。

2 施設及び区域の提供

復帰後引き続き米軍が使用する必要のある施設及び区域は、原則として地位協定に定める手続に従って提供する必要がある。

(1) 施設区域の提供については復帰日において閣議決定がなされる必要があるのではないか。

この場合、次のような手続が必要である。

① 提供に関する日米合同委員会の合意
② 次官会議と閣議稟請手続
③ 防衛施設庁告示準備
④ 制限水域に関する農林大臣との協議
⑤ 漁船の操業制限に関する総理府告示準備

(2) 施設区域の提供に関し、地位協定に定める手続を了することのできない施設について返還協定にその取扱いを定める必要がある。

① 地位協定に定める手続の範囲をどう考えるか。
a 日米合同委員会における合意
b 現地における施設及び区域の実施取り極め

② 日米合同委員会の合意の内容をどう考え

るか。

施設名、所在地名、所有区分別面積、使用条件は最大限必要ではないか。

③ 日米合同委員会の承認までの手続を、迅速に行なうため、復帰準備委員会の合意を基礎にする等、なんらかの方法を講ずる必要はないか。

(3) 水道、ガス、電力設備等のいわゆる社会資本で、復帰後も米軍が使用する必要のあるものについての取扱いをどうするか。

① 米軍が専用するもの

② 民間にも使用せしめるもの

(4) 一般の通行が認められる道路については、施設区域の一部としないで処理することはどうか。

(5) 水域を設定する場合には、関係都道府県知事の意見をきかなければならないが、どう処理するか。

(6) 本土におけるイースメント地区に相当する部分についての取扱いをどうするか。

(6) いわゆる緩衝耕作地の取扱いをどうするか。

① 施設区域の一部とする必要のないものについては、極力整理すべきではないか。

② 施設区域として必要のあるもので、耕作を続ける必要のあるものについては、必要に応じ、正式の手続により許可せしめるべきではないか。

② この場合、共同使用の手続について、日米協定又は他の取り極めにより包括的に処理することはどうか。

3 自衛隊施設の取得

在琉米軍基地のうち、自衛隊が復帰後使用する必要のある施設の範囲等を決定する必要がある。

(1) この策定推移は、住民に大きな影響を与えるので、慎重に対処する必要がある。

(2) 施設区域の範囲等を決定する場合と同様、特別作業班において作業をする必要があるのではないか。

(3) おそくとも、昭和46年7月までには、決定する必要があるのではないか。

4 返還

(1) 復帰前返還される施設について、その返還は地位協定に基づくものではないのでその取扱いをどうするか検討する必要がある。

① 返還財産は、所有区分にかかわらず一括日本政府が受領するか。この場合、日本政府の代表はどの省庁か。

② 国有財産、県有財産、民有財産と分けるとすれば、各々の受領者はだれか。

③ 返還遅延により31度し完了まで使用を許す場合の施設の管理機関を定める必要があるのではないか。

(2) 復帰後米軍が使用しない施設で、復帰までに撤退、返還できない場合において、撤退期間を設けることはどうか。
設けるとした場合、その期間をどうするか。

5 施設及び区域の範囲等の確定

(1) 施設及び区域の境界の確定及び施設区域内の所有区分別面積等は、暫定的に米軍保有の資料と引き継ぐこととするのはどうか。

(2) 慣行耕作地の境界について測量を実施することはどうか。

6 使用権の取得

復帰と同時に、土地等について合法的に使用し得るよう、その使用権を得る必要がある。

(1) 旧国有財産については、大蔵省との間に使用承認の手続を行なうことで措置することとしてはどうか。この場合、国有財産審議会の審議は省略する方途が講ぜられないか。

(2) 旧沖縄県有地については、琉球政府が復帰と同時に沖縄県となることを前提に、施政権復帰を停止条件とする賃貸借契約を締結することはどうか。

(3) 民有地については、それぞれの土地の権利者との間に、施政権復帰を停止条件とする賃貸借契約を締結することはどうか。

(4) 契約締結に当っては、借料算定基準、契約方式、補償処理等に対する方針の決定等を早急に解決しておく必要がある。このため、可及的速やかに、琉球政府、関係市町村、地主連合会等と協議調整する必要があると考えられるかどうか。

(5) 米軍が賃貸借契約又は強制収用により取得した使用権を日本政府が承継することについて

① できるかどうか

② できるとしても適当かどうか

等の問題がある。

(6) 施政権下において日本政府が土地等の権利者と賃貸借契約を締結することについてどうか。

(7) 契約に応じない場合の措置として現行特措法附則第二項と同趣旨の立法措置を行なうことについてどうか。その場合使用権の設定期間をどうするか。

(8) 強制使用、収用する場合においては、所有者等に対する事前協議が必要となるが、施政権下において、国の公的活動を行なうことについてどうか。

(9) 所有者不明の土地に対して、法定使用権を設定することについてどうか。

その場合、使用権の設定期間をどうするか。

7 補償等の債務の処理

補償等の債務については、純粋に法理論上の問題と、現実的処理の観点から、慎重に検討する必要がある。

(1) 返還協定の効力発生の日までに返還された施設にかかる補償等についてはすべて米側において処理させることはどうか。

① 講和前にかかるものであっても、布令にもとづいて見舞金処理を行なったことを理由とするのはどうか。

② 講和後においては賃貸借契約等により賃借権を得ているという理由はどうか。

③ さり難い遅延のため返還がおくれた施設についても同一処理をすべきであると考えられるがどうか。

(2) 復帰後引き続き米軍が使用する施設（前記③を除く）にかかる補償等で、復帰前にその原因の発生したもの

については米側において処理させることはどうか。ただし、復元補償については日本側において処理することはどうか。

① 原因者負担の原則を理由とするのはどうか。

② 復元補償については、現実的処理として、原因者負担の原則の例外とするのはどうか。

8 土地問題について

沖縄における土地問題にはかなり複雑な問題が存在しているが、殆んど大部分が法務省の所掌するところである。しかし、施設区域の今後の処理については、土地問題の帰趨が重大な影響を与えるので、法務省と密接な連絡協議をすすめる必要がある。

(1) 米軍の認定した所有権は、これをそのまま民法上の所有権とするかどうか。

(2) 登録漏れの土地、所有者不明の土地、市町村非編成土地等があるが、これらの土地の取扱いをどうするか。

(3) 基地内における土地調査については、あらたな方法を講ずる必要があるのではないか。

また、その調査結果については、そのまま法的確定力を与える等の措置が必要ではないか。

(4) 土地所有権の取得時効に関する特例措置については、近くなんらかのあらたな措置を必要とするのではないか。

(5) 不法使用されている部分については、復帰までに解決をはかる必要があるのではないか。解決をみるに至らなかった場合の処置はどうするか。

(6) 国有地のうち、旧軍が買収したものについて、旧総動員法により返還の要求があるがこの取扱いをどうするか。

(7) 米軍の埋立てた土地についての取扱いをどうするか。

(8) 地籍調査の結果変動したもの（所在、数量、所有者、地目等）について、それに伴う諸問題をどうするか。

(9) 米軍に割り当てられている干潟等の取扱いをどうするか。

9 その他

(1) 軍用地にかかる借料の未払金のうち、米側に未返戻となっている分の取扱いをどうするか。

(2) 米軍が直接賃貸借契約を締結して使用している物件について、その取扱いをどうするか。

条約課法規課・安保課にコピー送付済。

御手引の外 → アメリカ局長 ／ 参事官

乞再回 → 北米第一課長

沖縄の土地問題に関する資料について

（昭45.4.25 米北1）

4月16日 本件に関する防衛施設庁との会議において当方より 本件資料を要求致しましたが、この度先方より別添資料を送付越しましたので、御高覧に供します。

GA-5 外務省